



2018（平成30）年1-3月期四半期別GDP速報における推計方法の変更等について

平成30年4月27日
経済社会総合研究所
国民経済計算部

1. 家計統計の家計簿改正に伴う対応

「家計統計」（総務省）においては、2018年3月に公表された2018年1月分より家計簿改正が行われ、2018年は約半数の調査世帯が新しい家計簿、残りの調査世帯が従来の家計簿を使用した結果が集計されることとなった。この家計簿改正による集計値への影響については、調査方法の変更の影響による変動を調整した変動調整値が「家計統計」の集計結果に併せて公表されている。

これを受けて、2018年1-3月期においては、需要側推計の「家計統計」を使用している品目について、上記の変動調整値を用いて品目ごとに調査方法の変更の影響を調整した前期比（従来の家計簿ベースの前期比）を推計に用いる。

2. 毎月勤労統計調査における調査対象事業所の入替えに伴う対応

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）においては、2018年4月に公表された2018年1月分より、調査事業所のうち事業所規模30人以上の抽出方法が、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に変更された。これに伴い、賃金指数及び労働時間指数について、総入替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂は行われず、2018年1月以降の新指数がそのまま接続された正式系列として公表されている。（注）

本統計調査を用いて推計を行っている雇用者報酬、総固定資本形成デフレーター（建設、研究・開発）等については、2018年1-3月期以降、正式系列である上記指数を推計に用いる。

（注）部分入替え方式への変更に伴い、前年も調査対象となっており2018年1月の部分入替え後も継続し調査対象となる事業所（共通事業所）について集計した前年同月比の試算値も参考資料として公表されている。